

# 第 1 章

## 環境基本計画とは

1-1 計画の目的

---

1-2 計画の位置づけと役割

---

1-3 計画の期間

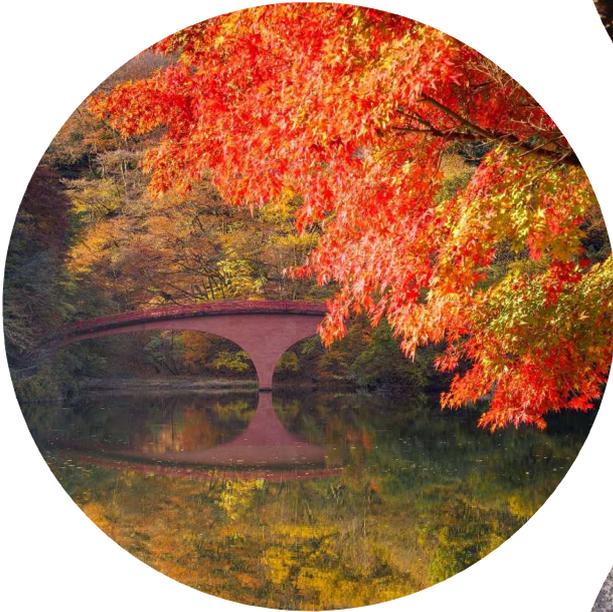
---

1-4 計画が対象とする環境の範囲

---

1-5 計画の推進

---



## 1-1 計画の目的

本市では、2006(平成18)年3月に旧安中市と旧松井田町が合併し、新たな環境基本条例が制定されました。これまでの旧安中市で策定した環境基本計画の見直しを行い、2016(平成28)年3月に「里山の恵みと歴史を活かし 環境文化を育むまち あんなか」を環境像とする「安中市環境基本計画2016」(以下、「前計画」という。)を策定し、持続可能な地域社会の構築に向け、環境の保全と創造に関する取組を進めてきました。

その後、深刻化する気候変動問題に対応していくため、2023(令和5)年4月には「安中市地球温暖化対策実行計画(区域施策編・事務事業編)・安中市地域気候変動適応計画」を策定しました。

2023(令和5)年6月には、「ゼロカーボンシティ※あんなか」宣言、「あんなか5つのゼロ宣言プラスわん」を表明し、2050年までに温室効果ガス※排出量実質ゼロ(カーボンニュートラル※)の実現に向けて挑戦していくとともに、「ぐんま5つのゼロ宣言」(自然災害による死者「ゼロ」、温室効果ガス排出量「ゼロ」、災害時の停電「ゼロ」、プラスチックごみ「ゼロ」、食品ロス「ゼロ」)に市独自の犬・猫の殺処分「ゼロ」を加え、目指すこととしました。

環境基本計画2026(以下「本計画」という。)は、本市の望ましい環境像を定め、その実現に向けた施策を総合的・計画的に推進するとともに、市民・事業者・行政がその理念と方針を共有し、協働して取り組んでいくことにより、現在及び将来の市民の安全・安心、健康で文化的な生活を確保し、持続可能な社会を形成していくことを目的としています。



※ ゼロカーボンシティ：2050年までにカーボンニュートラル実現を宣言した自治体。

※ 温室効果ガス：大気中の二酸化炭素やメタンなどのガス。太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがある。

※ カーボンニュートラル：温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林や森林管理などによる「吸収量」を差し引いて実質ゼロにした状態。

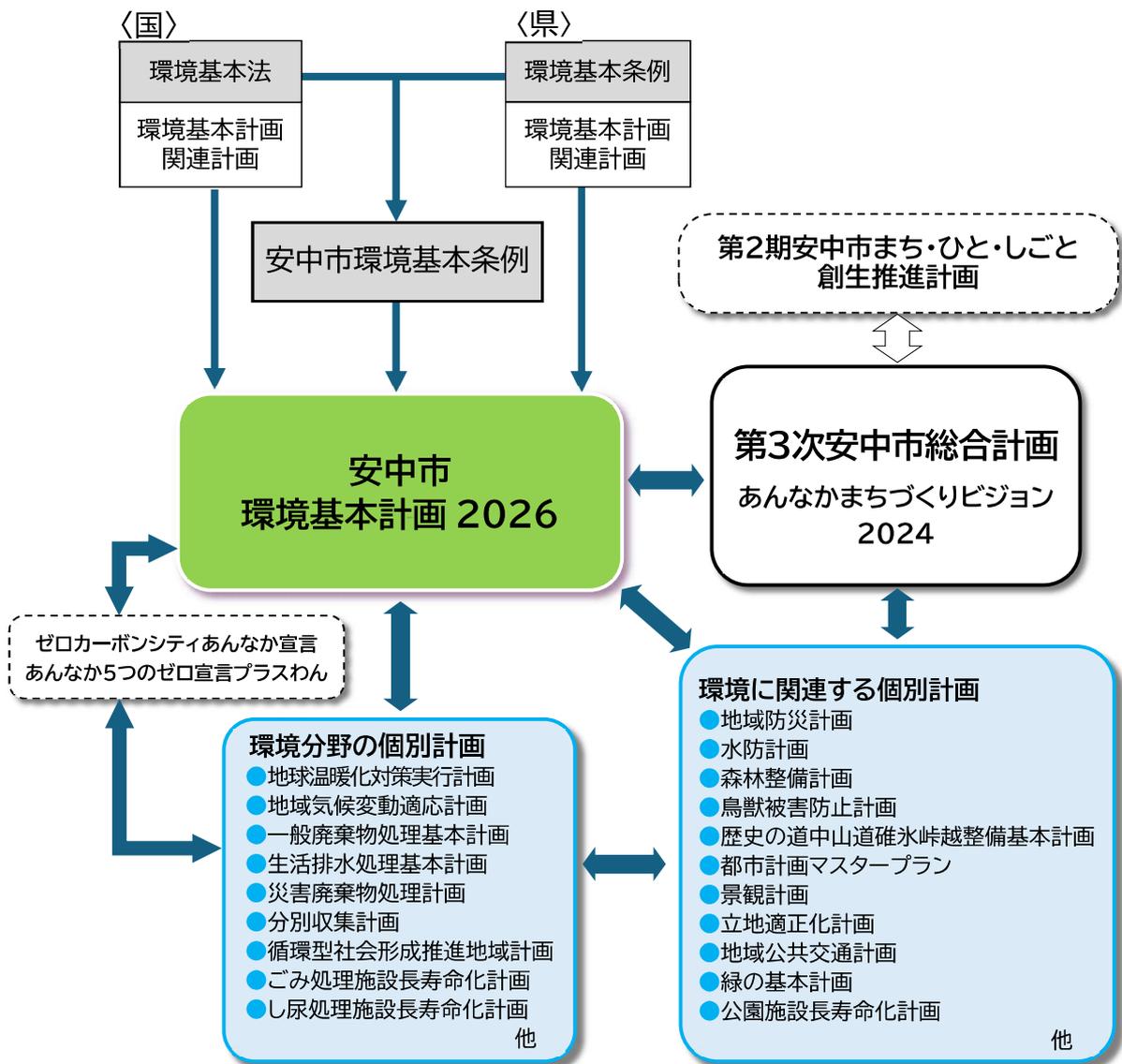
## 1-2 計画の位置づけと役割

本計画は、安中市環境基本条例に基づき策定されるもので、環境行政における最上位の計画に位置づけられます。

また、第3次安中市総合計画(あんなかまちづくりビジョン 2024)の将来像を環境面において実現し、推進していくものとします。

このため、環境に関連する個別計画や事業計画との整合性を図り、基本的方向を示すものとします。

安中市環境基本計画 2026 の位置づけ



### 1-3 計画の期間

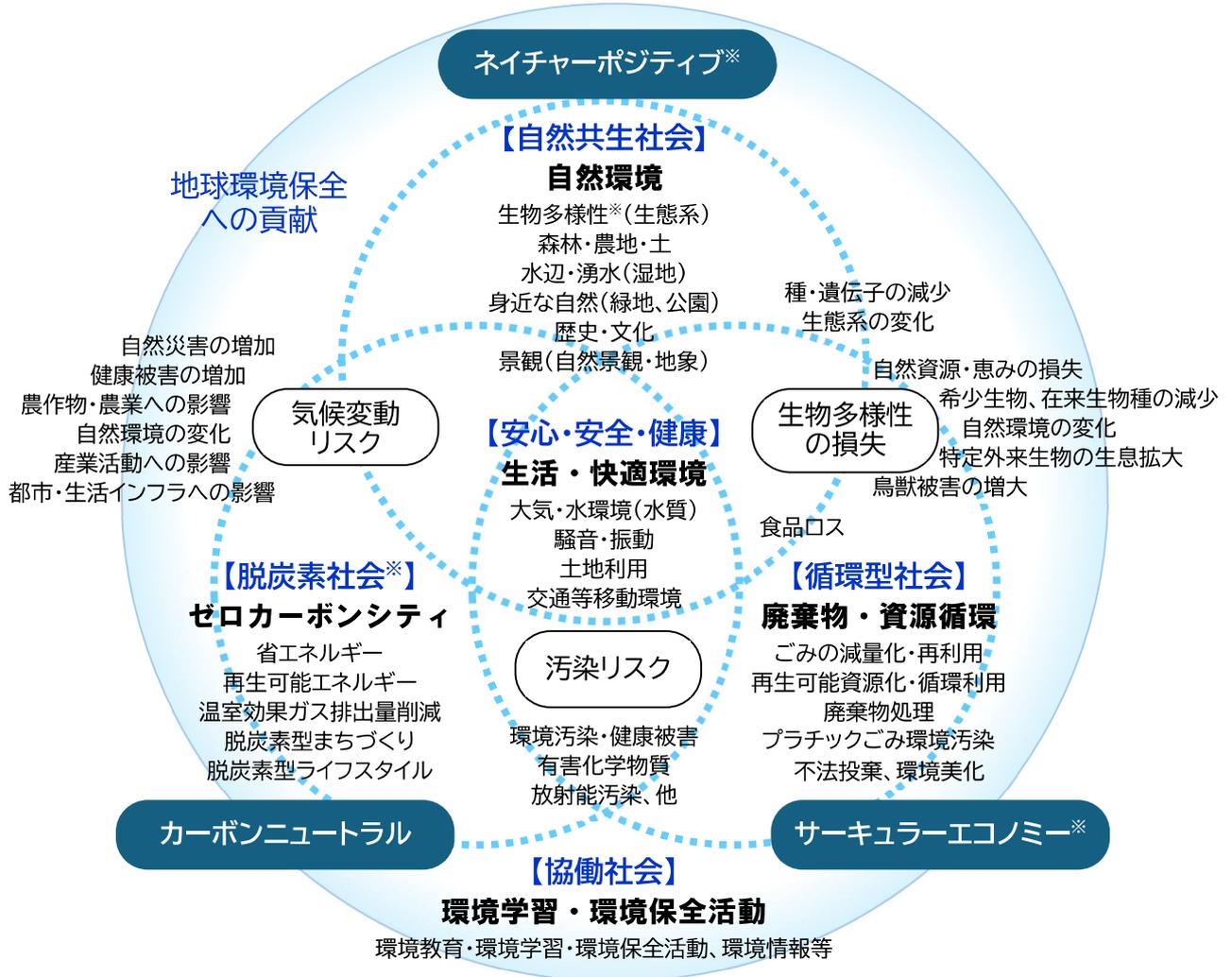
本計画の全体の目標期間は、2026(令和8)年度から 2035(令和 17)年度までの10年間とし、社会情勢や環境の変化、国・県の地球温暖化対策や環境基本計画の見直し等を踏まえ、2030(令和12)年度を目途に施策の見直しを図るなど、柔軟な対応を図っていくものとしします。

年度	西暦 令和	2026 8	2027 9	2028 10	2029 11	2030 12	2031 13	2032 14	2033 15	2034 16	2035 17
----	----------	-----------	-----------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------



## 1-4 計画が対象とする環境の範囲

本計画が対象とする範囲は、国や県の環境政策との連携及び市民・事業者・行政の社会や経済活動に関わる環境要素を考慮し、自然共生社会、脱炭素社会、循環型社会、協働社会に関連する事柄を対象とします。



※ ネイチャーポジティブ：「自然再興」と訳される。自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め反転させること。これまでの自然環境保全の取組だけでなく、経済から社会、政治、技術までの全てにまたがって改善を促していくこと。

※ 生物多様性：あらゆる生物種の多さと、それらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態。

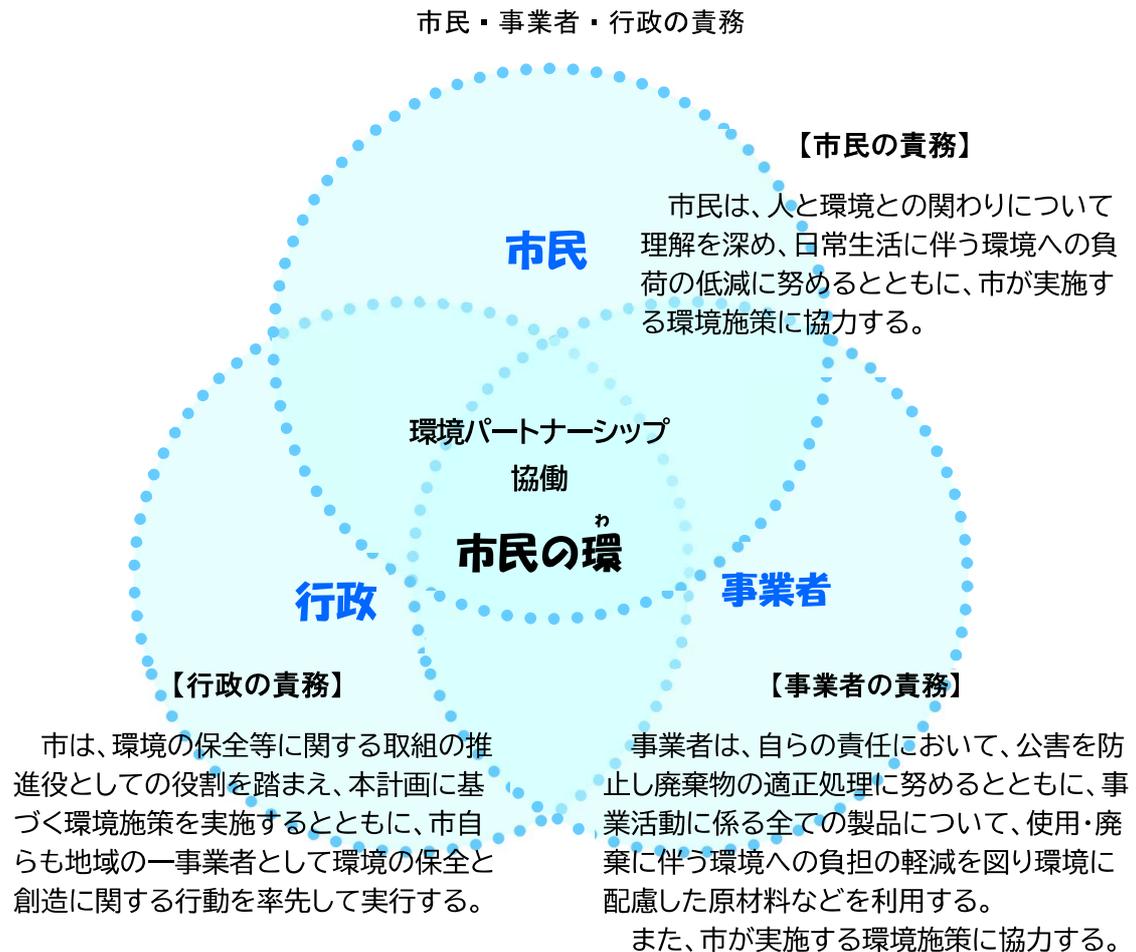
※ 脱炭素社会：カーボンニュートラルが実現した社会。

※ サーキュラーエコノミー：「循環経済」と訳す。これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済（リニアエコノミー）のしくみから、再生可能資源の活用など資源循環利用が進められる社会経済活動のこと。

## 1-5 計画の推進

### 1 市民・事業者・行政の協働による環境の保全と創造

本計画を着実に推進していくためには、市民・事業者・行政の三者が、それぞれの役割と責務に応じて、主体的に環境配慮行動を実践していくことが重要です。また、安心・安全、健康でより快適に暮らしやすい環境を実現するためには、環境パートナーシップ※のもとに協働し、まちづくりを進めていくことが大切です。



市民・事業者・行政の責務：詳細は「安中市環境基本条例」を参照

※ パートナーシップ：共通の目標を達成するために、複数の個人や組織等が相互に信頼と尊重しあいながら、協力し合う関係。

## 2 計画の推進・進行管理

### (1) 計画の推進体制

本計画の実効性を高め、望ましい環境像を着実に実現していくために、市民・事業者・行政の三者がそれぞれの責務を認識し、自主的あるいは協働で取組を実践するための体制を整えます。

#### ● 環境審議会

安中市環境基本条例第20条に基づき、環境の保全等に関する基本的な事項について、専門的かつ広い視点から審議を行う機関として環境審議会が設置されています。本組織は、市民や事業者、知識経験を有する者の代表から構成されており、公正な立場から本計画の進捗状況を点検・評価し、必要に応じて課題や実施方針などに関する提言を行います。

#### ● 環境基本計画策定委員会・作業部会

本計画に掲げた施策を効果的に推進し全庁的な合意形成を図るため、庁内関係部局の職員で構成される環境基本計画策定委員会および作業部会において、各部局の横断的な連携のもと総合的かつ計画的に環境施策を推進します。また、計画の進捗状況をとりまとめ、市長に報告します。

#### ● あんなか市民の環<sup>わ</sup>懇談会

本計画に掲げた協働による重点的取組(協働プロジェクト)を推進していくために、市民団体と事業者からなる「あんなか市民の環(わ)」懇談会を開催するなど、環境課題や取組への共通理解を深め、市と連携して各取組の効果的な展開をめざしていくものとします。また、協働の取組の進捗状況を整理し、取組の具体的内容や新たな取組などについて市に提案していきます。



環境審議会

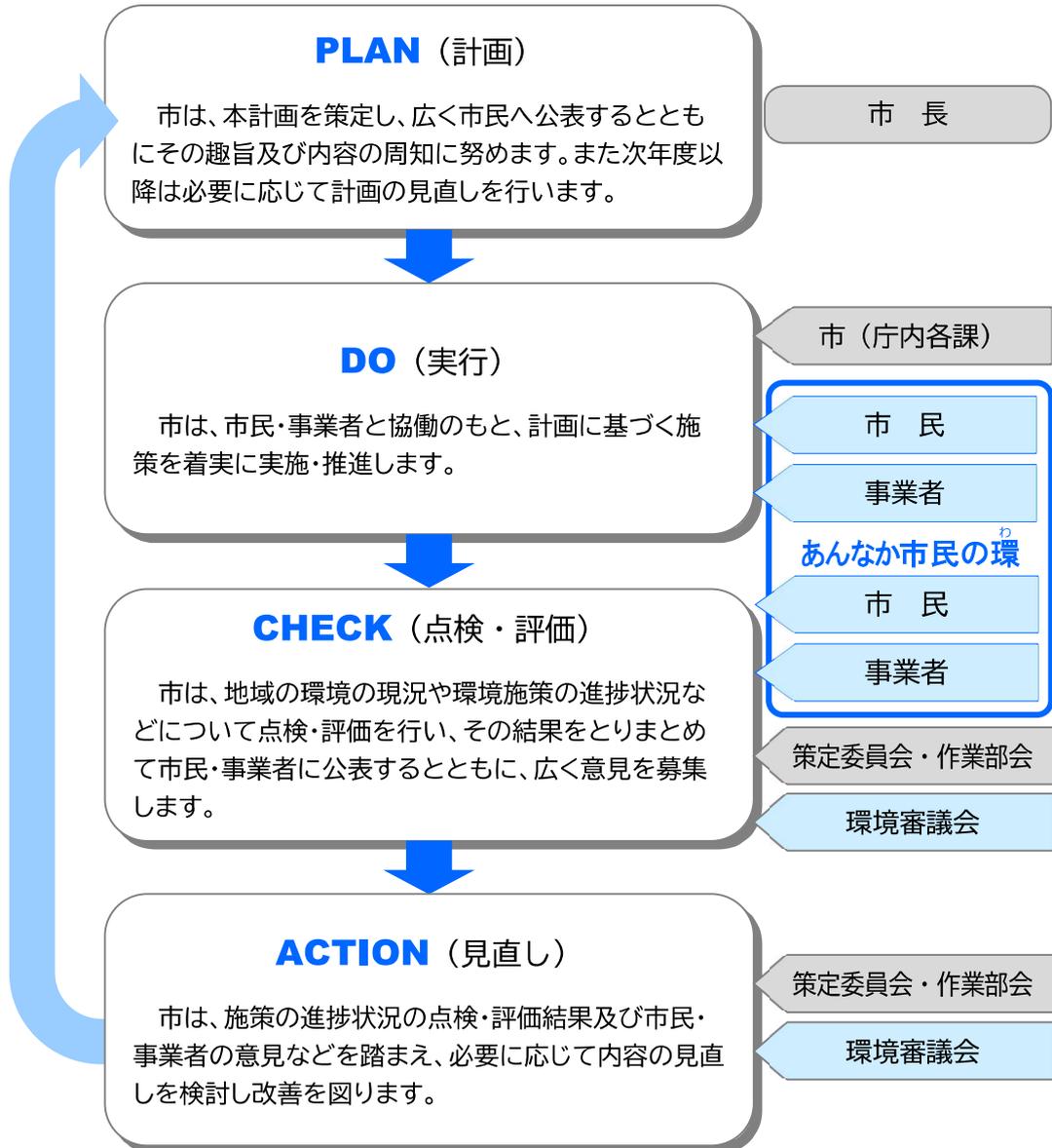


あんなか市民の環<sup>わ</sup>懇談会

## (2) 計画の進行管理

計画に基づく施策を確実に実行し、実効的かつ継続的に計画を推進していくため、環境マネジメントシステム(EMS)におけるPDCAサイクルを基本とした取組の進行管理を行います。

計画の進行管理・PDCAサイクル





碓氷川熱帯植物園